

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 11 月 21 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
あんこう固定式刺し網漁業	9 隻	20 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。なお、緯度経度は世界測地系とする。 点ア 北緯 41 度 30.99 分、東経 141 度 03.15 分 点イ 北緯 41 度 31.12 分、東経 141 度 03.60 分 点ウ 北緯 41 度 30.52 分、東経 141 度 05.08 分 点エ 北緯 41 度 30.25 分、東経 141 度 05.08 分	12 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡風間浦村大字下風呂に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 11 月 21 日から令和 7 年 11 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）使用できる刺し網は 1 ヶ統あたり全長 800 メートル以内のものとし、敷設できる漁具の数は 1 隻 1 ヶ統までとする （２）漁具の目合は、300 ミリメートル以上とし、重ね網を使用してはならない （３）漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した標識を付け、水面 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない （４）次に掲げる水産動物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに水中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類
	2 隻	20 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 基点第 20 号（青森県下北郡風間浦村大字下風呂と同易国間との境の赤石に設置した標柱）から真方位 336 度 30 分 4,600 メートルの点 点イ 基点第 20 号から真方位 343 度 30 分 5,200 メートルの点 点ウ 基点第 21 号（青森県下北郡風間浦村大字易国間	12 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡風間浦村大字易国間に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 11 月 21 日から令和 7 年 11 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）使用できる刺し網は 1 ヶ統あたり全長 800 メートル以内のものとし、敷設できる漁具の数は 1 隻 1 ヶ統までとする （２）漁具の目合は、300 ミリメートル以上とし、重ね網

				と同蛇浦との境の称和石に設置した標柱) から真方位 30 度 4, 600 メートルの点 点エ 基点第 21 号から真方位 31 度 3, 800 メートルの点				を使用してはならない (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した標識を付け、水面 1. 5 メートル以上の高さに掲げなければならない (4) 次に掲げる水産動物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに水中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類
	5 隻	20 トン未満	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 基点第 21 号（青森県下北郡風間浦村大字易国間と同蛇浦との境の称和石に設置した標柱) から真方位 22 度 30 分 3, 800 メートルの点 点イ 基点第 21 号から真方位 23 度 4, 900 メートルの点 点ウ 基点第 22 号（青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱) から真方位 42 度 30 分 4, 750 メートルの点 点エ 基点第 22 号から真方位 43 度 30 分 3, 650 メートルの点	12 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡風間浦村大字蛇浦に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 11 月 21 日から令和 7 年 11 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用できる刺し網は 1 ヶ統あたり全長 800 メートル以内のものとし、敷設できる漁具の数は 1 隻 1 ヶ統までとする (2) 漁具の目合は、300 ミリメートル以上とし、重ね網を使用してはならない (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した標識を付け、水面 1. 5 メートル以上の高さに掲げなければならない (4) 次に掲げる水産動物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに水中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類